

意 見

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づく審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

意見とは、定期監査の実施及び決算審査の過程において発見された事項や課題と考えられるもの並びに大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものであり、具体的には以下によって構成される。

(1) 総括意見

大阪府全体の取り組むべき事項や課題、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

(2) 個別意見

平成 21 年度を対象として実施した定期監査を通じて、大阪府の組織及び運営の合理化に資するため監査委員が必要と認めて監査結果に付したものである。

(3) 指摘事項等

平成 21 年度を対象として実施した定期監査を通じて、大阪府の財務及び事務事業の執行に関する事項について各部局毎に事情聴取を行い、法令等に抵触する事項で指摘するのが適当と認めた事項（指摘事項）や効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項（指示事項）である。

なお、監査委員が行う監査は、大阪府の財政への懸念や過去から課題として取り組んでいる事項等、大阪府の運営上重要と考えられる事案を中心に検討する方法によっており、すべての事案を網羅的に検証したものではない。

1 総括意見

(1) 財政収支改善の取り組みについて

平成 21 年度の一般会計と特別会計の実質収支の合計は、393 億円となっており、前年度に引き続き黒字となった。

しかし、景気低迷による税収の落ち込みや今後の府債の償還を考慮すると大阪府の財政は引き続き逼迫した状況といえる。大阪府は、平成 20 年度から「①減債基金からの借入れをしない、②借換債の増発をしない、ことを前提に『収入の範囲内で予算を組む』原則を徹底する」方針（平成 20 年 6 月「財政再建プログラム（案）」）を打ち出しており、現在、大阪府として取り組みを始めている財産活用などの税収以外の新たな収入の確保や費用対効果を意識した予算編成及び予算執行の着実な実行が望まれる。

特に、平成 13 年度から歳入不足を補うために行ってきた減債基金からの借入残高は、平成 21 年度末時点で 5,150 億円となっており、その復元のための取り組みについては留意が必要である。平成 22 年 8 月に公表された「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕平成 22 年 8 月版」（大阪府総務部財政課）によれば、国が示した算定基礎データを参考に減債基金の復元額を試算したところ、将来にわたって実質公債費比率を早期健全化基準（25%）以上にしないためには、下表（B）欄に示されているとおりの復元額が求められる。なお、これらについては推計値であることから、経済環境の変化による収支状況に留意し、確実に減債基金への復元を実行されたい。

（参考）一般会計の財政収支の推計（平成 22 年度～平成 30 年度）

（単位：億円）

年度	単年度収支差額（A）	左記（A）を前提とした 実質公債費比率	減債基金復元 予定額（B）	要対応額 （Aへの対応+B）	左記対応後 実質公債費比率
平成 22 年度	0	17.2%	228	228	17.2%
平成 23 年度	△370	17.9%	290	660	17.9%
平成 24 年度	△410	19.2%	290	700	19.2%
平成 25 年度	△460	19.3%	290	750	19.2%
平成 26 年度	△310	20.9%	290	600	20.5%
平成 27 年度	△200	23.4%	290	490	22.4%
平成 28 年度	△150	25.7%	-	150	24.1%
平成 29 年度	30	27.2%	30	-	24.9%
平成 30 年度	180	26.4%	180	-	24.0%

(出典：「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕平成 22 年 8 月版」よりデータ一部抜粋)

(注) 実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去 3 年間の平均のこと。当該比率が 25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。

上記の他、大阪府の財政収支に影響を及ぼす事項としては以下の項目が考えられるため、今後、留意が必要である。

① 財団法人大阪府基盤整備協会については、平成 22 年 8 月に公表された「大阪府財政構造改革プラン（素案）」（以下、「構造改革プラン」という）によれば、公益法人改革の移行期間満了日である平成 25 年 11 月末までに、当該法人に対する単年度貸付（注）を解消し、解散する方針が打ち出されている。

しかし、単年度貸付額は 139 億 72 百万円となっており、当該法人の財務状況によっては、今後、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

(注) 法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸し付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸し付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付と償還を繰り返していたもの。大阪府の貸付は実質的には長期化していると考えられる。

② 単年度貸付による方法から法人が直接金融機関から融資を受ける方法に変更されている場合にあっては、その資金調達を円滑に行わせるため、以下の法人については、大阪府が金融機関に対して損失補償又は債務保証を実施しており、各法人の財務状況によっては、今後、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

平成 21 年度末現在の債務負担行為設定額

大阪府育英会	324 億円（期間 平成 21 年度～33 年度）
大阪府土地開発公社	69 億円（期間 平成 21 年度～23 年度）
大阪府住宅供給公社	257 億円（期間 平成 21 年度～28 年度）

③ 「構造改革プラン」によれば、地域整備事業会計は平成 23 年度末に廃止が予定されている。これは、平成 14 年度から 10 年間の予定で「負の遺産」として整理することと

した旧企業局事業の収束によるものであり、りんくうタウン及び阪南スカイタウンのまちづくりが概ね達成されたとの判断により、平成 23 年度末に廃止し、一般会計に移行されるものである。

廃止にあたっては、当会計が保有している財産の処分による収入と起債の元利償還による支出の収支差額を一般会計が引き継ぐこととなるが、財産には未処分地 323 億円が含まれており、それが売却できなければ、最終的な事業収支は 156 億円の損失が見込まれている。従って、未処分地の売却の状況によっては、今後、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

- ④ まちづくり促進事業会計は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買い取り、定期借地事業を行っている。当会計では、土地の購入に際しては起債しているが、その償還財源は、定期借地契約期間（20 年）終了時に土地売却収入を充当することから、現在のところ償還は行われていない。

土地購入時と比較すると、現在の時価は下落しており、相当の含み損が発生している（決算書によれば、平成 21 年度末帳簿価額 1,104 億円は、相続税路線価等を基準として算出した場合、その評価額は 718 億円となる旨注記されている）。

今後、定期借地契約が終了する時点における土地の時価の状況によっては、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

（2）新公会計制度の適切な導入について

大阪府は、平成 23 年度に新公会計制度の試験的運用、平成 24 年度の本格導入に向けて準備を行っている。新公会計制度の導入の目的は、大阪府の活動成果を適切に府民へ説明すること、及び大阪府のマネジメントに資することにある。その前提として、情報が真に信頼できるものでなければならない。

今後、新公会計制度を導入するにあたって留意すべき事項には、以下の項目が考えられる。

- ① 財務諸表を作成するための一般に公正妥当と認められた会計基準の整備及びその運用

新公会計制度の導入によって、複式簿記会計が採用され、これまでの官庁会計を前提とした処理に加えて、一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した処理が必要となる。

一般に公正妥当と認められた会計基準とは、客観的な規範性をもつ会計処理の基準という意味であり、大阪府の財政状況を適切に表すための基準である。

それは、現在の官庁会計では検討する必要がなかった事項、例えば、債権や出資金等に対する回収可能性に関する見積りや将来の費用又は損失と見込まれる事象に対する引当金の計上、公有財産等に対する時価評価、さらには、決算書を読むにあたって補足情報となる注記事項の充実等を含む、大阪府の財政状況、活動内容及び活動成果などに関する情報を適切に開示するものである。

そのような会計基準として「大阪府の新公会計制度（案）」（平成 22 年 8 月）において、「大阪府財務諸表作成基準（案）」が参考資料として公表されているが、「府民への説明責任」を果たすためには、平成 23 年度の新公会計制度の試験的運用段階において、大阪府の財政状況を適切に表す基準となっているかどうかという観点から、当該基準の整備及び運用の状況を検証する必要がある。

② 内部統制の整備及び適切な運用

大阪府においては、現行の官庁会計を前提とした内部統制が整備・運用されているが、今後、新公会計制度の会計基準に則って、信頼される財務諸表を作成するためには、そのための内部統制の整備・運用が必要となる。

例えば、新公会計制度導入初年度において開始貸借対照表を会計基準に準拠して適切に作成することが必要となるが、そのためには、導入初年度の期首時点における大阪府の資産及び負債が網羅的に把握され、正しく評価される必要がある。定期監査で判明した資産管理上の課題点については、新公会計導入における課題と捉え、全庁的に対応していく必要がある。

また、新公会計制度における会計情報の信頼性を確保するためには、各所属において、日々の会計仕訳が新公会計制度における会計基準に準拠し、適切に処理されているかをチェックする機能が必要である。そのためには、新公会計制度に対する理解を深めるための実務に直結した取り組み及び全庁的な実務上の留意事項の徹底が必要である。

さらに、債権の回収可能性の検討や固定資産等の評価等、会計上の見積りを要する項目については、会計上の判断が必要となるため、これらの項目についての全庁的なルール作りやそれに基づく判断が適切かについてチェックする機能が必要である。

③ 財務諸表及びそれに関連したデータの活用にあたって

平成 22 年 8 月に公表された「大阪府の新公会計制度（案）」によれば、新公会計制度

が、財務マネジメントのツールとして機能し、自治体経営の実践に資するものとなるよう、財務マネジメントの基礎単位である権限と責任に対応した事業単位を設定し、その単位ごとの財務諸表を作成することが示されている。これによって事業別や部局別の成果が明らかになり、現在公表されている部局長マニフェストの達成状況を確認するツールともなる。

また、監査委員は、歳入歳出データを対象して監査を実施しているが、これらの従来の情報に加え、新たにストック情報や部局単位や事業単位で会計情報を収集できることから、より精度の高い監査を実施することが期待できる。さらには、これらの会計データを基礎として、経年比較や財務分析を行うことにより、より多面的な監査が期待できる。

「大阪府の新公会計制度（案）」において「財務諸表の活用」に関する考え方が示されているが、これらの考え方を実現していくためには、より具体的な手法を検討することが必要である。また、これには、必要なデータ提供が可能となるようなシステムの構築も含まれる。平成 23 年度の新公会計制度の試験的運用段階において、財務諸表を実務上どのように活用するかについてさらなる検討が必要である。

2 個別意見

(1) インターネットデータセンターの見直しについて

大阪府立インターネットデータセンターについては、民間において同種の施設が普及してきている状況やクラウドコンピューティングによるITシステムの整備へという社会環境の変化を踏まえて、公の施設としての必要性について根本的に見直しされたい。

また、指定管理期間が切れる平成22年度末に向け、施設のあり方の抜本的な見直しの方向性を踏まえたうえで、指定管理者の自主事業に係る料金の表示方法、次期指定管理期間における府と指定管理者の負担のあり方について、併せて検討されたい。(総務部)

(2) 府有財産の有効活用と一元管理について

大阪府では、歳入確保のため、府有財産の有効活用に取り組むべく、府有財産の売却や貸付など、有効活用を積極的に進めているところである。

しかしながら、大阪府が所有する財産には、地方自治法に基づき管理する一般会計・特別会計の財産と、地方公営企業法に基づき管理する企業会計の財産があることなどから、これらの財産についての状況を全体的に管理している部署がない状態にある。

府有財産の有効活用を一層進めていくためには、府全体の資産状況を一元的に管理することが重要であることから、各財産管理者間における連携体制など、そのための体制づくりについて検討されたい。(総務部)

(3) 所蔵美術作品の管理体制について

都市魅力創造局文化課所蔵の美術作品(以下「作品」という。)については、データベースの登録内容を十分に検証していないため、データベース上で作品ごとに割り振られた作品ID番号では保管場所・位置を特定することができず、円滑にデータベース上の作品と現物とを確認できる状況にないものが見受けられるなど、管理体制が不十分であった。

作品の保管状況も、評価額の多寡や重要性にかかわらず、材質、大きさ等ごとに作品を保管し、保管場所によっては温度・湿度の影響を受けやすい絵画等も空調機で調整することなく常温・常湿で保管している。

今後、データベースの登録内容を検証し、全ての作品の現物と照合した上で、円

滑に現物確認ができ、作品の評価額や重要性に見合った保管・管理を行うなど、適切な管理体制を整えられたい。(府民文化部)

(4) 所蔵美術作品の有効活用について

総務部庁舎管理課をはじめ各部局で所蔵している美術作品が多数存在している。大阪府文化振興条例及び大阪府文化振興計画を推進する都市魅力創造局文化課において、大阪府全部局で所蔵美術作品がどの程度存在し、どのように管理しているのか、作品の重要性を含め適正な評価がなされているのかなど、全庁的な調査の実施を検討されたい。

また、所蔵美術作品の一部については庁舎や執務室等で展示されているが、専門的な分類を行い、芸術性が高いものについては有効活用し、より多くの府民に鑑賞機会を提供できるようにするなど、所蔵美術作品の有効活用に向けて全庁的な協議・検討をするよう努められたい。(府民文化部)

(5) なみはやスポーツ振興基金からの経費支出について

堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター(以下「NTC」という。)整備事業(事業総額約57億円)への支援をするため、生涯スポーツ社会づくりのために活用することを目的とする「なみはやスポーツ振興基金」(以下「基金」という。)を大きく取り崩し、平成20年度4億円、21年度6億円合計10億円の補助金を支出したところであるが、基金を活用する理由や補助金額を10億円とする証拠書類がないなど、基金を活用した府域全体の生涯スポーツ社会づくりを進めていく中で、当該事業への支援の必要性を示す明確な根拠がなかった。

基金は府民の浄財で造成されていることから、今後、基金を取り崩すに当たっては、その理由を明確に記録に残し、大阪府のウェブページに登載するなど府民への説明責任を果たされたい。

また、NTCの利用については、一定の配慮はされているものの、堺市民が優先利用できることとなっており、大阪府が補助した主旨を踏まえ、今後、より幅広い府民利用が可能となるような働きかけを検討されたい。(府民文化部)

(6) (財)大阪府国際交流財団の基本財産の運用について

財団法人国際交流財団(以下「財団」という。)は、30年満期である仕組債(デリバティブ組込み債券)を、平成20年3月に基本財産の運用枠を拡大させたくうえで、平成20年度に8億円分購入し、合計18億円分の仕組債を運用している。この仕組

債は平成 22 年 6 月現在で 5 億円分は金利が付かない状況であり、全ての仕組債を解約すると最小でも 2 億 9,000 万円の元本割れが生じる。

また、仕組債運用枠拡大を議決した理事会は、出席理事 7 名、委任状提出理事 8 名であり、府として基本財産の寄附を求める検討がなされていた中で、府が選出した理事は委任状を提出し理事会を欠席していた。

今後、資産運用基準を改正するなど財団の運営に関する重要な事項を議決する理事会には、大阪府として理事会に出席し、その職責を果たすべきである。(府民文化部)

- (7) 生活困窮者等に対する貸付事業（府かけこみ緊急資金貸付金）の債権管理について大阪府かけこみ緊急資金貸付制度の事業主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の債権管理の状況を調査したところ、債権回収の可能性の著しく低い債権、いわゆる「懸念債権」は、平成 21 年度末における未償還残高約 20 億円のうち、推定で約 15 億円と総額のおおよそ 7 割を超え、借主からの償還額も年々減少傾向にある。(本制度の貸付は平成 13 年度で終了している。)

事業主体としての債権の管理状況・回収見通しを考慮すると、貸付原資を貸し付けている府にとっても、懸念債権の約 15 億円がそのまま府の債権の回収不能につながるものが危惧される。このため、府として、以下の措置を講じられたい。

- 1 適正な債権管理に向けた全庁的な対策強化を踏まえ、事業主体に対して、懸念債権を適確に把握するための作業を着実にを行うとともに、回収可能な債権については効率的な回収に努めるよう指導を強化すること。
- 2 新公会計制度の導入を目前に控え、府としての方針を立てる必要があるので、府と事業主体間で最終リスクの負担に係る双方の責任を明確にし、貸付金の返還のあり方について、早急に協議に入られたい。(福祉部)

- (8) 介護サービス情報公表制度について

介護サービス情報公表制度に係る手数料の納付は、手数料条例により、事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されている。しかしながら、現行の納付手続は明確な根拠がないまま、指定情報公表センターが公表手数料とあわせて調査手数料も代行して徴収している。

また、介護保険法の法律改正に伴って、手数料条例に規定する介護保険法の条項

の改正が必要になったにもかかわらず、所要の手続を怠っていることにより、条例に規定する内容とそれに対応する法令の条項に齟齬が生じている。

このため、手数料の納付手続の実態及び介護保険法の改正に即して、手数料条例の規定を見直されたい。

さらに、情報公表センターは過大な手数料収入により多額の繰越金を保有していることから、大阪府としてその繰越金の取扱を検討し、必要な措置を講じられたい。
(福祉部)

(9) 保健所における検診業務のあり方について

府内 14 か所の大阪府保健所においては、結核接触者健診等の一環として、エックス線撮影業務を実施しているが、平成 20 年 7 月に一般健康相談事業を廃止したことに伴い、平成 20 年度以降、業務量が大幅な減少傾向にあり、当該業務が非効率な状態で実施されている。(撮影装置の稼働状況：稼働日 1 日あたりの平均件数 5.3 件、年間要勤務日数 1 日あたり平均 1.7 件)

このため、エックス線撮影業務について、老朽化が著しい高額な機器の更新や専門職員の適正配置等の課題を踏まえ、府指定結核医療機関への委託の拡大等について、経済性、効率性、有効性の観点から早急に検討されたい。

また、検討に際しては、結核感染拡大防止対策はもとより、その費用対効果や府民サービスの利便性向上の観点から、あり方の検討会への外部の専門家の参加など、府民等から幅広く意見を徴されたい。(健康医療部)

(10) 薬物乱用防止対策について

薬物乱用の状況は、大麻や覚せい剤事犯の検挙者数が増加(平成 21 年薬物事犯検挙者数 1,890 人、対前年比 10%増)しているなど近年大きな社会問題となっており、平成 22 年度健康医療部長マニフェストの中でも「薬物乱用防止対策の充実」が重点課題の一つとして掲げられている。

しかしながら、財政再建プログラム等の方針により薬物乱用防止対策に係る関係予算は年々減少(平成 22 年度 1,763 千円)している。各種団体やボランティアの協力を得て啓発活動の推進に取り組んでいるが、新たな施策展開のためには予算の確保も必要である。一方、「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」も専門部会など実務レベルの活動は行われているが、本部委員会議の開催実績はない状況である。

今年上半期の大麻事犯検挙・補導少年数は前年同期に比べてさらに増加しており、緊急の対応が望まれるところである。

公民が一体となり府民運動としての取組を推進すべく、関係機関との連携を強化するとともに、行政の強いメッセージ、主導力を示し、更に積極的、効果的な施策を展開し、薬物乱用防止対策の充実に努められたい。(健康医療部)

(11) 金融新戦略について

金融新戦略については、一定の融資実績を挙げたものの、(財)大阪産業振興機構に準備した損失補償財源 33 億円は、融資実施期間終了後の平成 20 年度に枯渇し、以後に発生する損失負担見込み額として 124 億円は大阪府が負担しなければならぬ状況となっている。

また、融資額の 98%を占めるポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構において把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組みとなっておらず、融資先企業の指導は金融機関が行っている。

今後、大阪府の負担を抑制するためには、金融機関へ融資先企業の経営指導を強化し、デフォルトを抑制するよう依頼するだけでなく、融資額やデフォルト率についてみれば金融機関に偏りが見られることから、金融機関ごとの状況に応じた対策を充実する必要がある。(商工労働部)

(12) ベンチャー支援事業に係る今後の補助事業のあり方について

(財)大阪産業振興機構におけるベンチャー支援事業は、事実上、平成 17 年度に終了しているにもかかわらず、(財)大阪府研究開発型企業振興財団への平成 9 年度からの収支差補助が平成 13 年の統合後も続けられており、平成 21 年度は、16,534 千円が支出されている。

債務保証や直接投資などベンチャー支援事業が実施されていた当時とはともかく、事業が実質的に終了してから 4 年が経過した現在においては、大阪府の施策目的に照らして、効果検証が十分に行われているか疑問があるとともに、その手法等の妥当性に疑義があるといわざるをえない。

(財)大阪産業振興機構における今後のベンチャー支援事業の効果的な事務処理を図るとともに、ベンチャー振興事業補助金の効果検証を適切に行い、そのあり方について検討されたい。(商工労働部)

(13) バイオ燃料実証事業について

バイオ燃料実証事業は平成 21 年度事業費総額(実績) 10 億円を超える国費充当

100%の委託事業であるが、この事業内容について調査したところ、大半が2号随意契約となっている。当該契約に関する手続及び支出に関する手続を検討した結果、契約手続面で問題のあるものや、委託費の支払にあたっての検査が十分でないなど、支出の抑制をするための取組が十分になされていないものがあった。

国費充当 100%の委託事業であっても、支出の抑制をするための取組を十分に行う必要があり、本事業において、府は自主的に、2号随意契約の理由の妥当性、人件費の内容の吟味も含めた検収方法及び間接経費の精算方法の妥当性の検討など事業内容の再点検を行うべきである。また、これを踏まえ、今後、適切な事務執行に努めるとともに、一層の支出の公平性・透明性の確保を図るべきである。(環境農林水産部)

(14) 箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）について

箕面北部丘陵整備事業（箕面森町）に関して、以下の諸要因等を考慮の上、全体計画について再度精査・見直しを行うとともに、箕面北部丘陵整備事業特別会計に新公会計制度を早期に適用され、府民がより理解しやすい情報開示に努められたい。

- (1) 箕面北部丘陵整備事業は、保留地販売状況、販売単価及び生活利便施設の誘致状況等において、全体計画と乖離しつつある。府は、収入が減少した場合にも工事費の縮減等により 605 億円の府費負担額の枠内に収めるとしているが、605 億円の枠に関わらず、府費負担額をさらに低減させるよう努めるべきである。
- (2) 第2区域では、45ヘクタールのうち1/3の15ヘクタールについて、豊田通商株式会社から市に無償譲渡が打診されているが、譲渡理由を再度精査して、箕面北部丘陵整備事業の全体計画への影響の有無を明確に確認する必要がある。
- (3) 事業区域全体に関わる事業費（箕面森町への水道管の延伸費用等）が第1区域事業費に計上される等、区域別の厳密な原価計算が実施されていないため、当該事業費の按分方法を見直し、区域別の事業実績を適切に総括するためのデータを整備する必要がある。さらに、第3区域の基盤整備工事实施の意思決定にあたっては、今後府が負担すべき額を明確にし、慎重に判断する必要がある。(都市整備部)

(15) 大阪府道路公社の経営状況について

府は大阪府道路公社に対して出資金（911億円）、無利子貸付金（36億円）及び債務保証（金融機関借入金 264億円、政府借入金 627億円等）を有しているが、公社の収支見通しは非常に厳しいものとなっており、多額の府の将来負担が予想される状況にあるものと考えられる。

このような状況のもと、料金徴収期間の延長などの施策を実行するためには、従来の実態と乖離した収支見込みの公表では、十分な情報開示がなされているとは言えないため、府民への積極的かつ実態に即した情報開示に努められたい。具体的には、直近の収支見込み算定時に使用する道路交通センサスは5年以上前のデータであり直近時点までの実勢推移を反映していない可能性があること、新規の接続路線の供用が計画通りに実行されない可能性があることなど、収支見込みの前提条件及びリスク要因を合わせて開示するなどの方法が考えられる。（都市整備部）

(16) 大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について

未利用代替地の処分については第一義的には大阪府土地開発公社に責任があるが、りんくうタウン内の代替地については、現行の用途制限のままでは処分が困難なため、実態に見合った用途制限の柔軟な見直しが望まれるが、そのためには府の協力が不可欠である。

また、地価が下落傾向にある状況において、公社の販売額と簿価との差額及び代替地の財源である銀行からの有利子借入に伴う支払利息は、府の負担となるものであり、代替地の早期処分は府自身にとって重要な問題である。したがって、府は、公社が早期に代替地を処分できるよう、用途制限の早期の見直しをはじめとした制限緩和に主体的に取り組まれたい。（都市整備部）

(17) 大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について

大阪府土地開発公社及び不動産調達特別会計が保有する長期保有資産について、府の予算状況等からすれば、早期に事業供用が必要・可能な部分は早期に事業供用し府民の利便性を高め、早期に事業供用が不必要・不可能な部分はできるだけ費用の節減に努めることが肝要である。しかしながら、供用時期が未定の土地が公社保有分で 23,840 百万円、不動産調達特別会計保有分で 9,687 百万円あり、府は一定の対策を講じているものの十分とは言えず、公社保有分については年々資金経費等が累積している。

よって、府は、すべての長期保有資産について、事業供用が必要・可能な部分と不必要・不可能な部分とを分類するとともに、事業供用が不必要・不可能な部分に

ついでに対応策を早急に検討されたい。また、市町へ事業を委託している部分に関しても、長期保有資産の保有状況の把握に努められ、同様に対応されたい。(都市整備部)

(18) 不動産調達特別会計の道路用地及び街路用地について

府は、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻すことなく事業供用等しており、不動産調達特別会計と一般会計とを混同して会計管理していることから、地方自治法第 209 条第 2 項及び大阪府特別会計条例の趣旨に反している。よって、事業供用等を実施済の道路用地等については、速やかに不動産調達特別会計から一般会計に買戻しされたい。(都市整備部)

(19) 運転職員の効率的運用について

都市整備部には公用車の運転を主たる業務としている職員(運転手職員)が存在する。都市整備部本庁所属の運転手職員(7名)の稼働率が低いことから、より効率的な運用方法を検討されたい。(都市整備部)

(20) 不動産鑑定士の選任方法及び選任数について

取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。

また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の1物件につき原則2名以上から1名のみとすることにより費用削減を図るとともに、府職員が鑑定評価に関する知識及び評価ノウハウを習得し、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。なお、少額の土地取引については、特に検討が必要である。(都市整備部)

(21) 地下河川事業等の事業評価について

地下河川事業は、これまで1,610億円の事業費を投入し、1兆82億円の寝屋川流域総合治水対策事業費の16%にあたるが、現況の治水能力は64 m³/sに止まっており、これは寝屋川流域の治水能力計画2,700 m³/sの僅か2.4%に過ぎない。終末ポンプ場が建設されていないため、調節池としての暫定利用に止まっており、地下河

川本来の機能が発揮されていないことによるものである。

また、地下河川事業の完成までには今後 20～30 年の期間及び 1,422 億円の事業費を要すると見込まれている。

このような課題があるにもかかわらず、寝屋川流域総合治水対策の全体に係る事業評価は行われているものの、地下河川事業について個別には点検評価されていないことから、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討されたい。

また、都市小河川改修事業（城北川）に関する補助事業についても個別に事業評価が行われない状況の下、付帯工事の工法・工期の見直し等が必要になる可能性が認識されている。このため、個々の補助事業ごとに、状況変化が判明する都度、事業の評価を実施することとされたい。（都市整備部）

(22) ガントリークレーンの在り方、運用方針について

堺泉北港コンテナターミナルにあるガントリークレーン（荷役機械）の稼働率が極めて低く以下のとおり維持管理費用さえも賄えない状況にある。

ガントリークレーン使用料収入（歳入）	10 百万円
点検等維持管理費用（歳出）	42 百万円
ガントリークレーン設備の年間負担額	150 百万円
差引収支	△182 百万円

ガントリークレーンの耐用年数を迎えるにあたって、維持管理・改修費の増加が予想され、府営港湾の多大な負担となることから、休止も含めて、今後のガントリークレーンの在り方、運用方針を明らかにされたい。（都市整備部）

(23) 港湾施設・設備の老朽化対策について

港湾施設・設備に関する老朽化対策は今後の府営港湾運営にとって重要事項であるため、新公会計制度の導入も見据え、アセット・マネジメント（設備別・場所別の設備台帳を整備した上での、耐用年数に応じた更新・維持改修計画等）の観点から、「都市整備部中期保全計画」に基づく取り組みを推し進められたい。

また、新規港湾施設整備に関する事業継続の必要性と既存港湾施設に対する老朽化対策とを一体にして考えられたい。（都市整備部）

(24) 延納利息の管理について

現行の取扱いでは、収入未済が発生しても債務者が元本部分を納入した時点で、延納利息が調定されることになっている。府の債権総額を網羅的に把握し管理するため、また、債務者に正確な収入未済金額を通知するために、時の経過とともに延納利息を適切に管理するよう、取扱方法を検討されたい。(都市整備部)

(25) 不動産鑑定士の選任方法及び少額取引の評価方法について

土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。

また、少額の取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは、費用対効果の面から必ずしも必要ないと考えられるため、今後、少額の取引に関する取引価額の決定にあたっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。(都市整備部)

(26) 手数料収受について

大阪府住宅まちづくり部では、手数料収受を伴う申請者からの申請書確認業務において、担当者のチェックが不十分であったことにより、過大に手数料を収受する事実が発生していた。

「収受誤りが発生するリスク」を事前に認識し、そのようなリスクが発生しないような内部統制（チェック体制）の整備を徹底していれば防げるものであったと考えられるため、今後、見直しを図られたい。

また、同事例の中で過大収受分（証紙にて収受）を受け取っておき、同じ申請者の同一建築物の検査申請に充当する事実が発生しており、本来は、過大収受部分を一旦、返還すべきであった。

今後、このような処理を行うことのないよう、コンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発への取組の徹底が課題であり、速やかに対応されたい。(住宅まちづくり部)

(27) 駐車場使用料の滞納対策について

府営住宅駐車場使用料の滞納時の取扱いについては、滞納発生から強制解約を行

うまでの期間が概ね5カ月から8カ月であり、預かっている保証金が3カ月分であることから、強制解約後に約2カ月分から5カ月分の滞納債権が残ることとなる。

また、強制解約後の督促は1度しか実施されておらず、回収余地のある債権については回収努力が不足している。さらに、未回収債権については、不納欠損処理基準を有していないため、何ら処理が行われていない。なお、平成22年6月30日現在における滞納債権は、170百万円となっており、そのうち解約者に係る債権は68百万円となっている。

駐車場使用料を完納している使用者との公平性の観点から、使用料の滞納発生額抑制と回収率向上の両面からより効率的な対策を検討するとともに、回収不能と判断される債権については新公会計制度の導入にあわせて、不納欠損処理を行う等の処理を検討されたい。(住宅まちづくり部)

(28) 府営住宅に係る家賃決定方針について

大阪府では、府営住宅に係る「耐震改修工事」について、府営住宅入居者の安全を確保するため、耐震基準が改正されたことにより、既存不適格となった建物の機能を回復するものとして、その工事費用は、家賃に反映していない。

しかし、「耐震改修工事」により「耐震機能が向上」し、府営住宅入居者の利便性が一定向上しているため、当該工事費用の一部について家賃への反映を検討されたい。

今後、入居者を含めた府民に対し、大阪府の家賃決定方針を分かりやすく公表し、その説明義務を果たされたい。(住宅まちづくり部)

(29) 府立高等学校におけるICT環境の整備と活用について

府立高校では、複数のネットワークが個別に並存しているため、新たにパソコンを整備した結果、教員数を大幅に上回る教員業務用パソコンが配備され、不経済なものとなっている。また、業務内容によってパソコンを使い分ける必要があり、教員の業務の効率性が阻害されている。

システム統合にはライセンス契約の制約やリース期間のずれなど課題もあるところであるが、経済性、効率性の観点から府立高校のあるべきICT環境について検討されたい。

また、業務面、教育面ともに機器の有効活用を図る必要があることから、技術知識や活用方法の具体例などの面で、教育委員会事務局が主体的にノウハウの集約・蓄積・提供等を行われたい。(教育委員会)

(30) 免許関係事務及び講習に係る委託契約について

運転免許等に係る事務及び講習の委託のうち、7業務（委託金額年間約12億円）については（財）大阪府交通安全協会に随意契約で委託している。免許関係事務及び講習の委託については、平成17年に国（警察庁）から「一般競争入札を行うことが望ましい」との方針が示されており、既に一部の道県では一般競争入札を実施している。府としても、競争性を確保するとともに契約の透明性を高めるため、早急に検討を進め、可能なものから順次、一般競争入札を行うこととされたい。（警察本部）

(31) 運転免許試験場における行政財産使用許可について

運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期間をおいて平成25年4月から公募することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討されたい。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討されたい。

さらに、来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うこととされたい。

証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討されたい。（警察本部）

(32) 放置車両確認事務の委託契約について

放置車両確認事務委託の落札率は高止まりしており、価格面での競争が働いていない状況にある。このため、次回契約期間（平成25年1月～）に向けて、「価格点と技術評価点の得点配分」、「価格点の計算方法」の両面において再検討を行い、価格競争が入札結果に一層反映される仕組みに改めることとされたい。

また、技術評価点に係る評価項目については、本事業の業務遂行能力の評価に関係の薄い項目や価格競争を制限する項目が設けられており、また、評価結果にもその精度を検証すべき点が認められるので、「個々の評価項目」及び「評価方法」を改めて精査することとされたい。（警察本部）

(33) 電子申請サービスのあり方について

府警が運用している電子申請・届出サービス（6手続）は利用件数当たりの運用

コストが高い状況にある。特に「安全運転管理者等の届出」は別途の機器賃借（年間費用約 1,646 万円）を行って実施しているにもかかわらず利用がほとんどない状況である。よって、電子申請・届出サービスのあり方について、コスト削減やサービス廃止も含めた検討を行うこととされたい。

なお、今後、新規に電子申請手続の導入を検討する場合には、追加で発生する費用や労力負担を見極めるとともに、他府県の状況も参考にしながら可能な限り正確な利用見込みを算定するなど、経済性・効率性・有効性の観点に留意しつつ慎重に検討を行うこととされたい。（警察本部）

3 指摘事項等

(1) 指摘事項

ア 歳入関係

- ・手数料収入について、証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替手続を行わなかったため、収入不足になっているものがあった。(商工労働部)
- ・大阪府民の森の9園地のうち、くろんど園地、ほしだ園地及びちはや園地の施設について、条例に規定することなく、施設の利用に係る料金を徴収しているものがあつた。(環境農林水産部)

イ 歳出関係

- ・委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあつた。(府民文化部)
- ・前金払の施設管理運営業務委託契約について、履行確認が適切に行われていないものがあつた。(府民文化部)
- ・府緊急雇用創出基金を財源として、公募型プロポーザル方式により業者選定し、随意契約を予定していた業務委託において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁がなされておらず、長期間にわたり契約を締結しないまま業務を行わせ、委託業務の一部が完了していないものがあつた。また、応募受付期間の設定が短期間であるなど、業者選定過程における事務手続が不適正なものがあつた。(福祉部)
- ・委託事業に係る事務処理について確認したところ、契約上、大阪府の承認を得て行うこととなっている再委託について、文書による承認手続を行わず、口頭のみにより承認を行っているものがあつた。(健康医療部)
- ・道路賠償責任保険について、競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断して、平成元年から特定の保険会社と継続して随意契約を締結しているが、他府県で入札しているところがあること、価格競争の可能性があること、説明責任の観点等から、競争入札に付すべきである。(都市整備部)
- ・大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金において、大阪府流域下水道維持操作事

務府費補助金交付要綱に補助の条件として定められた提出書類が平成 19 年度以降交付先（豊中市）より入手されておらず、交付要綱に定める事務手続の運用に不備が認められる。（都市整備部）

- ・大阪府住宅まちづくり部の平成 21 年 4 月 30 日に締結している変更契約（特定優良賃貸住宅等の入居者負担額認定等事務）は当初契約と業務の内容が大きく異なるものであり、変更契約ではなく、別途、契約を締結すべきものであった。（住宅まちづくり部）
- ・産業廃棄物処理に係る委託契約・経費支出手続において、経費支出伺と契約書の内容が整合しておらず、経費支出伺が誤っていることが明らかであるにもかかわらず、必要な是正処理を行うことなく、支出命令しているものがあつた。（大阪府立今宮高等学校）
- ・委託契約において、本来入札を実施すべきところ、第 1 号随意契約（少額随意契約）の限度額以内とするため委託業務の一部項目を恣意的に省くことにより、随意契約をしているものがあつた。（大阪府立東淀川高等学校）

ウ 庶務諸給与関係

- ・通勤手当の支給事務において、病気休暇等により勤務実態がない期間があつたにもかかわらず、戻入処理が行われなかつたため、過払いとなっているものがあつた。また、通勤経路の変更に伴う通勤手当の精算事務が適切に行われていなかつたため、過払いとなっているものがあつた。（府民文化部）
- ・通勤手当の認定事務において、経済的かつ合理的と認められる通勤経路があるにもかかわらず、任命権者による確認が行われなかつたため、同手当が過払いとなっているものがあつた。（福祉部）
- ・管外旅費の支給事務において、実際は新幹線を利用していたにもかかわらず、誤って航空機を利用する経路で支出したため、旅費が過払いとなっているものがあつた。（健康医療部）

- ・管外旅費の支給事務において、復命書の紛失等により概算払された旅費の精算を怠っているものや遅れて行っているものがあつた。(商工労働部)
- ・通勤手当の支給事務について、産前産後休暇及び育児休業により勤務実態がない期間があつたにもかかわらず、戻入処理が行われなかつたため、過払いとなっているものがあつた。(環境農林水産部)
- ・扶養手当の認定事務において、扶養親族の所得額を誤つたため、同手当等が過払いとなっているものがあつた。(教育委員会)
- ・住居手当の認定事務において、職員の家賃負担額を誤つていたため、同手当が過払いとなっているものがあつた。(教育委員会)

エ 財産関係

- ・行政財産の管理について、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合しないもの、現在は大阪府の所有ではないにもかかわらず公有財産台帳に登載されているもの、公有財産管理システム移行前の紙台帳を紛失しているものがあつた。(福祉部)
- ・学校敷地内に、所要の手続を経ることなく民間建物の侵入防止用柵が設置されていた。(大阪府立成城高等学校)
- ・学校敷地の上空に、電力会社の電線が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。(大阪府立大和川高等学校)

オ 物品関係

- ・IT推進課が保有するOA機器類(重要物品)については、定期的に現況把握し、それらの利用可能性等を判断すべきところ、1,515百万円のうち1,469百万円が保守期限切れや利用者がいないなどの理由により利用されていなかった。(総務部)
- ・備品出納簿とデータベースの数量、金額が一致しておらず、所蔵美術作品の現物とも照合できていなかった。平成23年度から試行運用する新公会計制度の財務諸表に正しく反映できるよう、備品出納簿を適正に管理する必要がある。(府民文化部)

カ 業務

- ・災害救助基金の積立額において、災害救助法の法定率を下回っていた。(政策企画部)
- ・大阪府立大和川高等学校では、平成 21 年度まで公印使用管理簿により公印使用の管理を行っていたが、公印使用管理簿の決裁欄の押印がなく、適正に公印使用の意思決定がされたか確認できない状態であった。また、平成 22 年度は、大阪府教育委員会公印規程の改正（平成 22 年 4 月 1 日施行）により新たに定められた公印使用台帳へ切り替えが行われていなかった。さらに、公印使用管理簿の担当者記載欄の記載内容が十分でないこと及び起案用紙の公印欄等に押印がないことから、公印の使用状況が把握できないものがあった。今後、公印の管理を厳正に行うこととされたい。
(大阪府立大和川高等学校)

(2) 指示事項

- ・胃集団・大腸検診等委託契約の契約方法を確認したところ、随意契約の方法が採られていたが、一般競争入札を採用することを検討すべきである。(総務部)
- ・ラフォーレ倶楽部に対する預託金については、現状は、職員の福利厚生目的のための特典を利用しているが、利用状況が低調であることから、当該特典の福利厚生として必要性を検討し、脱会の上、預託金の返還を受けることも含め、検討することが望まれる。(総務部)
- ・新新幹線の利用方法について、これまでのダイヤ改正や「のぞみ号」利用料金の引き下げなどによる社会環境の変化等を踏まえた取扱いの見直しを検討されたい。また、回数券等、各種割引制度に関する取扱いについても府民の理解が得られるよう、その取扱いを検討されたい。(総務部)
- ・公の施設の指定管理者制度について、利用料金制を採用する場合は、基本協定及び契約書等に委託金額が記載されない場合もあり、現行事務決裁規程上は、決裁権者が明確とは言えない。公の施設に係る指定管理は、そのあり方によって府民生活へ直接影響を与えるおそれがあることから、契約に係る委託料の金額の有無・多寡にかかわらず契約の締結及び変更を原則部長以上の決裁とするなど、全庁的な取扱いを統一し、責任の所在を明確にするため、事務決裁規程の整備等を図られたい。(総務部)
- ・所蔵美術作品の管理経費について、りんくう現代美術空間（R C A S）は収蔵庫としての利用のみで、展示スペース **769.95** 平方メートルを利用していないにもかかわらず、これを含めた面積 **1,010** 平方メートルを元に年間賃借料 **20,657** 千円とする賃貸借契約を締結していた。貸主に対して賃貸面積を減じ、賃借料引下げの価格交渉をするなど、より一層の経費節減に努められたい。(府民文化部)
- ・大阪府消費生活センター（以下「センター」という。）及び財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）は、民間ビルに入居している。センターは、協会の入居部分を含め一括して賃借料及び共益費を支払い、協会から費用負担金を徴収しているが、費用負担の算定基準が協会の入居部分に見合ったものになっていない。当面の

措置として、協会に対し適正な賃借料及び共益費の費用負担の割合を是正されたい。また、今後、センターと協会との使用関係やそれに伴う費用負担のあり方について、抜本的に見直されたい。(府民文化部)

- ・ あいりん労働福祉センターにおいて、独立行政法人雇用・能力開発機構の所有施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕等に関して、府で実施されているものがあつたが、府と財団法人 西成労働福祉センターの間で締結された委託契約書によれば、財団法人西成労働福祉センターで行われるべき箇所となっている。施設の維持・補修の実施主体や負担について、府と財団法人の間で適切に整理を行い、是正すべきである。(商工労働部)
- ・ 手話通訳については、制度開設以来、稼働実績が少ない状況にある。また、手話通訳の対応時間帯は、原則、手話通訳者の待機時間帯(2時間)となっており、待機時間帯以外のニーズへの対応は、その都度契約業者との協議となっている。今後、直接傍聴者の有無に係らず手話通訳を行い、インターネット中継でも手話通訳を放映するなど、直接傍聴に来られない聴覚障がい者にも議会の内容を伝えることができるよう、きめ細かな対応を検討されたい。(議会事務局)